

事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）【電子入札】の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）及び佐久市総合評価落札方式実施要綱（平成20年告示第121号）による事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年5月13日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和7年度（繰越） 総合交付金道路事業 市道4-1号線 道路改良工事 (建設部 道路建設課)
工 事 場 所	佐久市 小田井 穴沢 地区
工 事 概 要	道路改良工 L=206.7m W=9.25m コンクリートブロック積工 A=432㎡ 縁石工 L=133m 側溝工 300×300~700 L=301m 舗装工 車道 A=982㎡ 歩道 A=295㎡
工 期	契約日から令和9年3月18日まで
入 札 方 式	本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（工事成績等簡易型）の対象案件であり、佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。
備 考	佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第3条第3項の規定により、入札時において、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

2 入札参加資格要件

- (1) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たす者とする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当していないこと。
 - ウ 有資格者名簿に土木一式工事の登録があり、その等級格付けがA級の者で、土木工事業について特定建設業の許可を有していること。
 - エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
 - オ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - カ 「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
 - キ 本店が佐久市内にあること。
 - ク 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。
 - ケ 配置技術者は、基準を満たす者で、入札日において配置できる予定者3名まで申請でき、落札候補者となった時点で、申請者の中から配置技術者を特定する。なお、原則として契約期間中は変更することはできない。
- (2) アからケまでの基準日は、入札公告日から落札決定の日までとする。また、必要に応じて確認のための書類の提出を求めることがあるので、その際は指定した期日までに提出をすること。
- (3) 総合評価落札方式の価格以外の評価点及び算定方法は、別に定める。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年5月14日(木)から 令和8年5月22日(金)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで。)	以下の書類を提出すること。 ・電子入札システムで提出する書類 ①佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第1号 「事後審査型一般競争入札参加申請書(総合評価落札方式)」 ②佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第2号 「価格以外の評価点申請書」(「工事成績点に係る算定表」を含む) ③配置(予定)技術者の資格及び雇用関係を証する書類 ※②「価格以外の評価点申請書」に係る「落札候補者となった場合に提出する資料」(「工事成績点に係る算定表」以外)は、入札参加資格確認申請書類と併せて提出すること。
設計図書等の入手	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年5月25日(月)から 令和8年5月26日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページよりダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること。) ・発注課(建設部 道路建設課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年5月28日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年6月5日(金) 午前8時30分から 令和8年6月9日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。 ・入札を辞退しようとするときは、入札書等の提出期限までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年6月11日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階702会議室
再度入札における入札書の提出期限	令和8年6月11日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
総合評価に関する事項	<p>(1) 総合評価の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価点は、電子入札システムに入力された金額が予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内の者であって、失格者でないものについて、次の算式により算定する。 総合評価点=価格点+価格以外の評価点 価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。 価格点 89.00点 価格以外の評価点 11.00点 価格点は、次の算式により算定する。 入札価格≥調査基準価格の場合 価格点=配点(89.00点)×〔1-(入札価格-調査基準価格)÷調査基準価格〕 (小数点以下第3位四捨五入第2位止め) 	

	<p>入札価格<調査基準価格の場合 価格点=配点(89.00点)×1 ※1 入札価格とは、各応募者の入札価格とする。 ※2 調査基準価格とは、低入札価格調査を行う基準となる価格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格以外の評価項目及び配点について 別紙の「価格以外の評価点及び算定方法」のとおり。 <p>(2)価格以外の評価点の公表等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表日 令和8年6月11日(木) 入札開札後、入札情報システム及び佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。 ・自らの価格以外の評価点に疑義があるときは、価格以外の評価点に係る疑義照会書(佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第4号)により照会することができる。 <p>疑義照会期間 令和8年6月12日(金)から令和8年6月15日(月)まで 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>提出先 佐久市企画部契約課(本庁4階)</p> <p>修正が生じた場合の公表日 令和8年6月30日(火) 佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。</p>
<p>落札者の決定等</p>	<p>(1)総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。</p> <p>(2)総合評価点の最も高い者の入札価格によっては、契約内容に適合した履行為されないと認められる場合又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。</p> <p>(3)総合評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、その者のうちで佐久市低入札価格調査制度実施要領第3条に規定する調査基準価格に最も近い価格を提示した者を落札候補者とする。この場合において、調査基準価格に最も近い価格を提示した者が2人以上ある場合は、当該入札者の電子入札システムに入力した入札書の3桁のくじ番号により落札候補者を決定する。</p> <p>(4)落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。</p> <p>(5)審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類等を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合は失格とし、次順位者から順次入札参加資格確認書類の提出を求めて資格審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。</p> <p>(6)落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。</p> <p>(7)落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し、連絡する。</p> <p>(8)入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱様式第4号)により通知する。</p>
<p>入札参加資格確認書類の提出について(落札候補者)</p>	<p>(1)提出書類は</p> <ol style="list-style-type: none"> ①佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第2号「価格以外の評価点申請書」に係る「落札候補者となった場合に提出する資料」(「工事成績点に係る算定表」以外) ②「事後審査型一般競争入札(総合評価落札方式)提出書類チェックシート」 ③佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第7号「市内業者施工予定調書」 ④「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 ⑤「配置技術者決定届(様式第3号)」 ⑥「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写)」 ⑦「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 ⑧「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 ⑨「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 ⑩「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 ⑪「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定

	<p>したものとする。</p> <p>※②のチェックシートを活用し、提出書類には不備等がないことを十分確認した上、提出してください。</p> <p>(2)落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにて提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。</p> <p>(3)入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁4階）</p>
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	<p>(1)入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。</p> <p>(2)やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。</p> <p>(3)落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。</p> <p>(4)詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。</p>
低入札価格調査制度	<p>・適用あり</p> <p>(1)調査基準価格は、佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱第3条及び第4条の規定を準用して算出した額とする。</p> <p>(2)失格基準価格は、入札書比較価格の100分の70の額とする。</p> <p>(3)調査基準価格を下回った入札が行われた場合は次のとおりとする。 ア 最低価格入札者であっても必ずしも落札候補者とならない。 イ 調査資料を提出するよう通知を受けた場合は、期限までに提出しなければならない。また、工事担当課の調査に応じなければならない。</p> <p>(4)失格基準価格を下回った入札者は、調査することなく失格とする。</p> <p>(5)調査に関する書類及び判断結果は、契約後に原則として閲覧により公表する。</p>
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市総合評価落札方式実施要綱、佐久市財務規則、佐久市低入札価格調査制度実施要領及び佐久市建設工事事務処理規程別記入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部道路建設課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3381（直通）

価格以外の評価点及び算定方法

工事名：令和7年度（繰越） 総合交付金道路事業 市道4-1号線 道路改良工事

工事箇所名：佐久市 小田井 穴沢 地区

※価格以外の評価点に係る評価（項目・内容・基準）及び配点等は、次のとおりとする。

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き、公告日現在とする。（公告日現在で、実績、資格等その事実が確定していること。）

評価項目		必須 選択	評価内容	評価基準	配点		
企業 の 施 工 能 力	工事成績	必須	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に竣工した佐久市発注工事の工事成績評定点（個々に通知済み）を基に算出する。 ○工事成績点は、入札者の佐久市発注工事における上記期間の工事成績評定点を単純平均して求める。 ○最高工事成績点は、価格以外の評価点申請書を提出した者のうち、工事成績点が最高の者の点数とする。 ○工事成績点が80点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する。 ○工事成績点が65点の場合及び過去2年間に工事成績評定点がない場合は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。 	算出方法 評価点＝5点×〔（工事成績点－65）／（最高工事成績点－65）〕 （小数点以下第3位四捨五入第2位止め）	最大 5		
		選択	<ul style="list-style-type: none"> ○工事実績の規模・内容・次の工事実績の有無により評価する。 ○過去15年間（平成21年4月1日から公告日前日までの間）に竣工した公共機関等（建設実績情報の「コリンズ・テクリス登録システム利用規約」第3条で定義された機関）から発注された工事を単体又は特定JVの元請とした実績により評価する。（ただし、特定JVの場合、出資比率型においては、JVの構成が2社の場合は30%以上、3社以上の場合は20%以上の出資比率の場合に限る。分担施工型においては、工事内容により実績として評価する。） ○工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めないものとする。ただし、工事成績評定を実施していない工事は、合格通知をもって実績とする。（合格通知の交付とれていない工事は、工事実績の確認できるものをもって、認めるものとする。） 	同種工事の施工実績が豊富である者（2件以上）	1		
	企業 の 技 術 力	保有資格	選択	<ul style="list-style-type: none"> 主任（監理）技術者の資格 ○資格は公告日現在で取得しているものとし、また、登録が必要な資格については、登録が完了しているものとする。 ○複数の配置技術者を申請した場合の評価点は、下位の者のランクに該当する点数とする。 ※ただし、配置する技術者が40歳未満の場合、配置する現場代理人の資格で評価できる。（主任技術者、現場代理人どちらかの資格でのみ評価する。） 	1級土木施工管理技士の資格を有する者	1	
			0		2級土木施工管理技士の資格を有する者	0	
		配置 予 定 技 術 者 の 能 力	技術者実績	選択	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者実績の規模・内容・次の主任（監理）技術者実績の有無により評価する。（工期途中で、技術者の変更したものは認めない） ○過去15年間（平成21年4月1日から公告日前日までの間）に竣工した公共機関等（建設実績情報の「コリンズ・テクリス登録システム利用規約」第3条で定義された機関）から発注された工事を元請とした実績により評価する。 ○複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位のランクに該当する点数とする。 ○工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めないものとする。ただし、工事成績評定を実施していない工事は、合格通知をもって実績とする。（合格通知の交付されていない工事は、工事実績の確認できるものをもって、認めるものとし、65点として取り扱うものとする。） ○申請した配置技術者全てに実績があること。 	成績評定値80点以上の施工実績あり	1
				0.5		成績評定値65点以上80点未満の施工実績あり	0.5
社 会 貢 献	環境対策	必須	環境対策への取組み	ISO14001又はISO27001認証取得事業所	0.5		
		0		取得していない	0		
	労働福祉	必須	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用 障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用している又は法定雇用義務はないが雇用している場合に評価する。 	雇用している	0.25		
		0		雇用していない	0		
社会 貢 献	労働福祉	必須	<ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況が30点以上の場合に評価する。 	30点以上である	0.5		
		0		30点未満である	0		

評価項目		必須 選択	評価内容	評価基準	配点
献			経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の内「雇用保険加入の有無」欄又は「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄に「無」の表示がある場合は、マイナス評価する。(減点)	マイナス評価がある(減点)	-1
	労働環境	必須	労働安全衛生マネジメントシステム等への取組み	労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS, NEW COHSMS, Compact COHSMS)認証取得事業所 取得していない	0.25 0
企業の 社会性・地域性	地域貢献活動	必須	令和7年度の佐久市内におけるアダプトシステム事業活動の有無(換算延長、換算面積)	路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績あり	1
				路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績あり	0.8
				路線延長500m以上1,500m未満又は活動面積500㎡以上1,500㎡未満の実績あり	0.6
				路線延長500m未満又は活動面積500㎡未満の実績あり	0.4
				協定書を締結しており、実績なし	0.2
				協定書なし	0
	市内本店業者の 施工割合	選択	元請金額に対する市内元請業者及び市内本店下請業者の施工予定金額の割合	a 100%以上である	1
				b 85%以上100%未満である	0.5
				c 85%未満である	0
	災害協定	選択	佐久市と「災害時における応急対策等の協力に関する協定」を締結している者を評価する。	締結している	0.5
				締結していない	0
	除雪契約	選択	令和7年度において、佐久市と道路除雪業務委託契約を締結している者を評価する。(12月1日公告分から当該シーズンの契約として切り替える)	締結している	0.5
締結していない				0	
消防団協力事業所	必須	佐久市消防団協力事業所として表示証の交付を受けている者を評価する。	交付を受けている	0.5	
			交付を受けていない	0	
入札参加等停止	必須	公告日から過去1年以内に佐久市からの入札参加等停止を受けた者を減点する。 ○1~2週間の入札参加等停止は0.5月、3週間は1月として算出する。 ○公告日から1年前の応答日に入札参加等停止中は、その入札参加等停止の全期間の月数とする。	通算入札参加等停止月数×(-0.5点)	マイナス評価	
価格以外の評価点(合計点)					11.0

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年5月13日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 狭あい道路整備等促進事業 市道2-276号線 道路改良工事 (建設部 土木課)
工 事 場 所	佐久市 岩村田 字 常木上 (一本柳区)
工 事 概 要	道路改良工事 舗装工 L=144.8m W=3.6m A=541㎡
工 期	契約日から令和8年8月28日まで
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に基づき、見積り期間を短縮しています。 ・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付がA・B級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件（1）において、等級格付がA級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年5月13日(水)から 令和8年5月18日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等の 入札	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年5月14日(木)から 令和8年5月19日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・発注課(建設部 土木課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年5月21日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年5月22日(金) 午前8時30分から 令和8年5月26日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年5月28日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年5月28日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等		<ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。
入札参加資格確認 申請書提出について (落札候補者)		<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)

入札結果の公表	・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。
---------	--

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
失格基準価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成24年告示第107号）による。
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前払金に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前払金に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条第9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公告の内容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工事の内容	佐久市建設部土木課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3302（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年5月13日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

業 務 名 (発 注 課)	令和8年度 佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの ナースコール修繕 (福祉部 高齢者福祉課)
業 務 場 所	佐久市根岸113番地1
業 務 概 要	シルバーランドきしのナースコール修繕一式 既設機器撤去及び新設 12ユニット、管理諸室等
履 行 期 間	契約日から令和8年12月11日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付がA級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年5月13日(水)から 令和8年5月18日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等の 入札	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年5月14日(木)から 令和8年5月19日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・発注課(福祉部 高齢者福祉課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年5月21日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年5月22日(金) 午前8時30分から 令和8年5月26日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年5月28日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年5月28日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。 	

<p>入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)
<p>入札結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

<p>入札事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
<p>低入札価格調査制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>最低制限価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
<p>契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
<p>前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>中間前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>部分払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>債務負担行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札の無効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部高齢者福祉課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3154（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年5月13日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 狭あい道路整備等促進事業 市道32-31号線 道路改良工事 (建設部 土木課)
工 事 場 所	佐久市 瀬戸 桜井 地区
工 事 概 要	道路改良工事 L=92.8m 側溝工 自由勾配側溝300型 L=92.8m 舗装工 L=92.8m W=3.35~5.25m A=350m ²
工 期	契約日から令和8年10月30日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付がA・B・C・D級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において中込地区として登録されていること。
(5) その他	・建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年5月13日(水)から 令和8年5月18日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等 の入札	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年5月14日(木)から 令和8年5月19日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロード すること(質問内容がわかるように具体的に記載 すること)。 ・発注課(建設部 土木課)へ持参又は電子入札シ ステムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年5月21日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年5月22日(金) 午前8時30分から 令和8年5月26日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年5月28日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年5月28日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等		<ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。
入札参加資格確認 申請書提出について (落札候補者)		<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設 業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込) が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」 及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメ ールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)

入札結果の公表	・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。
---------	--

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
失格基準価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成24年告示第107号）による。
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条第9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公告の内容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工事の内容	佐久市建設部土木課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3302（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年5月13日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみつい 浴室等改修工事 (福祉部 高齢者福祉課)
工 事 場 所	佐久市新子田866番地
工 事 概 要	シルバーランドみつい 浴室等改修工事 一式 タイル浮き剥離部改修工事 一式 床改修工事 一式 ほか
工 期	契約日から令和8年11月6日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 建築一式工事の登録があり、その等級格付がA・B・C・D級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。
(5) その他	・ 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年5月13日(水)から 令和8年5月18日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等の 入札	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年5月14日(木)から 令和8年5月19日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・発注課(福祉部 高齢者福祉課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年5月21日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年5月22日(金) 午前8時30分から 令和8年5月26日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年5月28日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年5月28日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。 	

<p>入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとす。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)
<p>入札結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

<p>入札事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
<p>低入札価格調査制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>最低制限価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
<p>入札保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
<p>契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
<p>前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
<p>中間前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
<p>部分払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市財務規則第138条の規定による。
<p>債務負担行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札の無効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部高齢者福祉課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3154（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年5月13日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 市単 佐久中部地区農村環境改善センター改修工事 (経済部 耕地林務課)
工 事 場 所	佐久市伴野1802番地3
工 事 概 要	農村環境改善センター改修工事一式 男女トイレ乾式化、LED照明改修、 空調設備設置 5室、屋外トイレ棟除却 ほか
工 期	契約日から令和9年2月26日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 建築一式工事の登録があり、その等級格付がA・B級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・ 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年5月13日(水)から 令和8年5月18日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等の入札	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年5月14日(木)から 令和8年5月19日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・発注課(経済部 耕地林務課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年5月21日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年5月22日(金) 午前8時30分から 令和8年5月26日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和8年5月28日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年5月28日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等		<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。

<p>入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・ 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・ 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
<p>入札結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

<p>入札事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・ やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・ 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・ 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
<p>低入札価格調査制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用なし
<p>最低制限価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
<p>入札保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
<p>契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
<p>前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
<p>中間前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
<p>部分払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久市財務規則第138条の規定による。
<p>債務負担行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用なし
<p>入札の無効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- ・ 佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・ 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市経済部耕地林務課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3247（直通）

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定により公告する。

令和8年5月13日

佐久市長 柳田清二

1 入札対象業務

業務名 (発注課)	令和8年度河川用水水質底質調査業務 (環境部 環境政策課)
業務場所	佐久市片貝川A(十二新田)他32箇所
業務概要	33箇所・水質調査年1回36項目、33箇所・水質調査年3回11項目、 8箇所・底質調査年1回12項目
履行期間	契約日から令和9年3月12日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は佐久市財務規則第103条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び同条第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録業者名簿の「その他の業務1・17検査測定業務」に登録されており、かつ、長野県内に本店若しくは支店・営業所等を有していること。
- (4) 長野県において計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録(事業区分:濃度(水質及び土壌))を受けていること。
- (5) 入札公告日以前過去5年以内において、国又は地方公共団体が発注する同種業務の履行実績を有すること。

なお、要件(1)から(4)までの基準日は、入札公告日から落札決定日までとする。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・市ホームページへの掲載 ・佐久市 環境部 環境政策課(本庁3階)
入札参加申請受付	令和8年5月13日(水)から 令和8年5月19日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は、「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部、「誓約書」1部とする。 ・佐久市環境部環境政策課環境保全係(本庁3階)へ持参または郵送(簡易書留又は書留)により提出のこと。 ・郵送の場合は、「入札参加申請書在中」と朱書きし、提出期限までに到達させること。
設計図書等の入手	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年5月13日(水)から 令和8年5月19日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は、市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・佐久市環境部環境政策課へ持参またはEメールにより提出のこと。

回答の期日	令和8年5月20日(水)以降	・環境政策課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和8年5月22日(金) 10時00分から(郵送不可)	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は、入札参加資格確認書類を、候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌開庁日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールにより連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、市に対して、競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求められることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。 	
入札参加資格確認書類の提出について(落札候補者)	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は、以下のとおりとする。 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」、「業務実績表」(業務実績を証明できる契約書、業務完了及び業務内容が確認できる書類の写しを添付)、「計量証明事業(事業区分(登録番号)濃度レベル(水質・土壌))の登録を証する書類の写し」 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌開庁日)までに提出すること。なお、持参または郵送により提出するものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:環境部 環境政策課 (佐久市役所3階) 	
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する(契約日以降)。	

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は、2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は、2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること(必要に応じ提出を求める場合もある。) ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札人は、本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用あり

5 注意事項

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、参加のこと。

6 担当部課(問い合わせ先)

公告及び業務の内容	佐久市 環境部 環境政策課 (長野県佐久市中込 3056) TEL. 0267-62-2917 (直通) FAX.0267-62-2289 Eメール: kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp
-----------	---

以 上

仕 様 書

1 業務名

令和8年度河川用水水質底質調査業務

2 業務箇所

佐久市片貝川A（十二新田）他32箇所
（具体的箇所は、位置図に示す33箇所）

3 履行期間

契約日 から 令和9年3月12日 まで

4 業務内容

（1）水質検査（検査物質の採取含む）

ア 水質11項目

水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、
溶存酸素量（DO）、大腸菌数、全窒素（T-N）、全リン（T-P）、透視度、
水温、気温、流量

イ 水質36項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、
ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、
シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、
チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、
1,4-ジオキサン、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、
溶存酸素量（DO）、大腸菌数、全窒素（T-N）、全リン（T-P）、水温、気温

（2）底質検査（12項目）（検査物質の採取含む）

総水銀、六価クロム、カドミウム、全シアン、ヒ素、亜鉛、銅、鉄、マンガン、有機リン、
鉛、PCB

5 業務回数

（1）水質検査

ア 水質11項目

33箇所（図面番号1～33） 年3回（8月、11月、2月）

イ 水質36項目

33箇所（図面番号1～33） 年1回（6月）

（2）底質検査（12項目）

8箇所（図面番号2、10、12、16、17、19、20、25） 年1回（6月）

6 報告期限

- (1) 6月調査（水質36項目、底質12項目）
令和8年8月31日
- (2) 8月、11月調査（水質11項目（図面番号1～33））
各調査日の翌月末日
- (3) 2月調査（水質11項目（図面番号1～33））
令和9年3月12日

7 成果品

- (1) 紙ベース（ファイル形式）及び電子データ（CD）で提出すること。
- (2) 電子データはExcelファイルで作成すること。
- (3) 成果品の内容については、下記に示すもののほか発注課が指定する項目を記載等すること。
 - ア 調査結果（計量証明書）
 - イ 調査結果一覧（月次及び経時）
 - ウ 現場写真
 - エ 調査結果概要
 - オ 結果考察

以上

河川用水水質底質調査業務 調査箇所

図面 番号	採水箇所	検査項目・実施月				
		水質調査11項目			水質調査36項目	底質調査12項目
		8月	11月	2月	6月	6月
1	片貝川A(十二新田)	○	○	○	○	
2	千曲川A(三条大橋上流)	○	○	○	○	○
3	谷川(十日町)	○	○	○	○	
4	田口用水(楸金山上流)	○	○	○	○	
5	三ヶ用水(磨崖石仏群付近)	○	○	○	○	
6	城山用水(臼田橋付近)	○	○	○	○	
7	雨川(雨川橋下)	○	○	○	○	
8	吉沢川(清川)	○	○	○	○	
9	滑津川A(中込中学校前)	○	○	○	○	
10	堂川(跡部)	○	○	○	○	○
11	中込用水(三石)	○	○	○	○	
12	うとう用水(権現堂)	○	○	○	○	○
13	志賀川(瀬戸大橋下)	○	○	○	○	
14	片貝川B(片貝橋下)	○	○	○	○	
15	滑津川B(千曲川合流付近)	○	○	○	○	
16	四ヶ用水(三河田)	○	○	○	○	○
17	前川用水(カワチ付近)	○	○	○	○	○
18	湯川A(松ノ木橋下)	○	○	○	○	
19	湯川B(高瀬橋下)	○	○	○	○	○
20	濁川A(下塚原)	○	○	○	○	○
21	石突川(千曲川合流上部 石突川橋下)	○	○	○	○	
22	濁川B(千曲川合流上部 濁川橋下)	○	○	○	○	
23	五郎兵衛用水(上原歩道橋付近)	○	○	○	○	
24	布施川(八幡)	○	○	○	○	
25	千曲川B(布施川合流付近)	○	○	○	○	○
26	鹿曲川A(東御市境)	○	○	○	○	
27	鹿曲川B(長坂橋下)	○	○	○	○	
28	鹿曲川C(春日合流点)	○	○	○	○	
29	八丁地川(八丁地上前バス停付近)	○	○	○	○	
30	細小路川(鳥井平付近)	○	○	○	○	
31	鹿曲川D(嶽入橋下)	○	○	○	○	
32	霞川(万助川合流手前)	○	○	○	○	
33	万助川(上信越自動車道佐久平PA下)	○	○	○	○	
地点数		33	33	33	33	8

様式第1号(第7条関係)

事後審査型一般競争入札参加申請書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱の規定に基づき、下記の工事(業務)に係る事後審査型一般競争入札に参加したいので、申請します。

記

1 参加を希望する競争入札

工事(業務)名	令和8年度河川用水水質底質調査業務
工事(業務)箇所名	佐久市片貝川 A(十二新田)他32箇所
公告番号	佐久市公告第 号

2 添付書類

・誓約書

連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	担当者名	
	Eメール	

(注1): 開札後、落札候補者に入札参加資格確認書の提出を求めます。

誓 約 書

下記の資格要件について、事実と相違ないことを誓約します。

(誓約先) 佐久市長

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓜ

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当しません。
- 2 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当しません。

様式第2号(第10条関係)

事後審査型一般競争入札参加資格確認書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事(業務)の事後審査型一般競争入札に関して、確認書類を添えて、入札参加資格確認の申請をします。

なお、本確認書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事(業務)名等

工事(業務)名	令和8年度河川用水水質底質調査業務
工事(業務)箇所名	佐久市片貝川 A(十二新田)他32箇所
公告番号	佐久市公告第 号

2 添付書類(提出書類に✓をしてください。)

業務実績表(業務実績を証明できる契約書、業務完了及び業務内容が確認できる書類の写しを添付)

計量証明事業(事業区分(登録番号)濃度レベル(水質・土壌))の登録を証する書類の写し

業 務 実 績 表

商号又は名称： _____

業 務 名	
業 務 箇 所	
発 注 者 名	
発 注 者 住 所	
請 負 金 額	円
業 務 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考 (業務概要を記載 してください。)	

※入札参加資格要件（５）が確認できる実績を記載して下さい。

※業務実績を証明する契約書、業務完了及び業務内容が確認できる書類の写しを添付してください。

様式第4号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

佐久市長 印
(発注部(局・支所)課等名)

入札参加資格審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった事後審査型一般競争入札参加資格確認書を審査した結果、競争入札参加資格がないと認められたので、あなたの行った入札は無効となりますのでお知らせします。

記

工事(業務)名	
工事(業務) 箇所名	
入札日	年 月 日
競争入札参加資格がないと認められた理由	

※競争入札参加資格がないと認められた理由の説明を求める場合は、競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により 年 月 日までに発注課等へ提出してください。

様式第5号(第12条関係)

競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書

年 月 日

(申請先)佐久市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で通知があった入札参加資格審査結果通知書で下記工事(業務)の競争入札参加資格がないとされた理由について、下記事由により説明を求めます。

記

工事(業務)名	
工事(業務) 箇所名	
事 由	

事後審査型一般競争入札 質問書

年 月 日

(申請先) 佐久市長

(発注課: 環境部 環境政策課)

質 問 者	商号又は名称	
	代表者氏名	印
	担当者氏名	
	連絡先	TEL — —

業 務 名	令和8年度河川用水水質底質調査業務
業 務 箇 所	佐久市片貝川A (十二新田) 他32箇所

上記業務の設計図書等について、次のとおり質問します。

質 問 内 容

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定により公告する。

令和8年5月13日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和8年度 佐久市指定事業系一般廃棄物収集袋製造等委託業務(8ヶ月間) 単価契約(環境部 生活環境課)
業 務 場 所	佐久市内
業 務 概 要	事業系一般廃棄物収集袋(可燃及び埋立)の製造、配送及びごみ処理手数料の収納
履行期間	令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まで全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は佐久市財務規則第103条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当しないこと。
- (3) 令和8年度佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿に、「その他の物品」を種別とし、「雑貨品」または「その他物品」項目への登録があること。
- (4) 佐久市内に本店を有していること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・市ホームページへの掲載 ・佐久市環境部生活環境課
入札参加申請受付	令和8年5月13日(水)から 令和8年5月18日(月)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部、「誓約書」1部。 ・佐久市環境部生活環境課(本庁3階)へ持参により提出のこと(郵送は不可)。
設計図書等の入手	令和8年5月13日(水)から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年5月13日(水)から 令和8年5月15日(金)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・佐久市環境部生活環境課(本庁3階)へ持参。
回答の期日	令和8年5月18日(月)以降	・生活環境課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和8年5月21日(木) 午後4時30分から(郵送不可)	・佐久市役所 703会議室

落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応じた次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第5号）により、その理由について説明を求められることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。
入札参加資格確認 申請書提出について（落札候補者）	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること（郵送不可）。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市環境部生活環境課（本庁3階）
入札結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用あり（佐久市財務規則第138条の規定による。)

5 注意事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）の入札心得を熟読の上、参加のこと。

6 担当部課（問い合わせ先）

公告及び業務の内容	佐久市 環境部 生活環境課 （長野県佐久市中込3056） TEL 0267-62-3094 FAX 0267-62-2289 Eメール seikan@city.saku.nagano.jp
-----------	---

佐久市公告第87号

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務について

標記の件について、参加希望者は別添の実施要領により企画提案書を提出されたく公募します。

令和8年5月13日

佐久市長 柳田 清二

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務

2 趣旨

本市は、佐久市環境基本条例（平成17年条例第110号）第8条第1項に基づき策定した現行の環境基本計画（以下「現行計画」）の計画期間が令和9年度に終了することから、現行計画の評価・分析を行うとともに、令和9年度末までに次期計画となる「第三次佐久市環境基本計画」（以下「第三次計画」）を策定する予定である。

本要領は、第三次計画の策定に必要な調査・分析及び専門的視点・第三者視点に基づく助言・提案等の支援業務を委託するにあたり、その事業者の選定について、必要な事項を定めるものである。

なお、第三次計画の計画期間は、令和10年度（2028年度）から令和19年度（2037年度）までの10年間とし、本計画は「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略、及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置付けを持たせるものとする。あわせて、同条第10項に基づく地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、本計画と整合を図りつつ改訂を行い、実務上の観点から別冊として取りまとめる。

策定にあたっては、国や県の環境基本計画等の動向を踏まえ、現行計画における脱炭素施策の成果を最新の社会情勢に基づき発展させるとともに、地球温暖化対策としての緩和策（温室効果ガスの削減目標、再生可能エネルギーの導入促進等）及び気候変動の影響への適応策、並びに生物多様性の保全について、実効性のある施策体系及びロードマップとして一体的に取りまとめるものとする。

3 業務内容

別紙「第三次佐久市環境基本計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、この仕様書は現時点での暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は本プロポーザルにより選定する契約の相手方の候補者の提案内容を基に発注者と協議して決定する。

4 予定業務期間

契約締結日から令和10年3月17日（金）まで（2ヵ年継続事業）

5 事業限度額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 5,700,000円

令和9年度 8,300,000円

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「第三次佐久市環境基本計画策定支援業務企画提案者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

7 参加資格要件

本実施要領の公告日から候補者決定日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 令和8年度佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録のない者が参加を希望する場合は、所定の申請書類を提出し、審査委員会の審査の結果、適当と認められた場合は本業務に限り参加することができる。
- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等の停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 他の地方公共団体等の公的機関から直接受注した業務として、公告日から遡って過去5年間において、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、生物多様性地域戦略の策定業務実績を、それぞれ1件以上有すること。策定実績である環境基本計画にこれらが包含されている場合は、それらについても実績とする。
- (7) 業務の実施体制に、前項の業務に携わった実績を有する者を配置すること。
- (8) 同一の案件に参加する他の事業者との関係において、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

- イ 一方の会社の会社法上の役員が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者
- (9) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を全て満たしていること。
 - ア 共同企業体の構成事業者の数が3者以下であること。
 - イ 構成事業者の出資比率は、代表事業者を最大とし、1構成事業者当たり10%以上となっていること。
 - ウ 共同企業体の代表事業者が申込み者であること。
 - エ 本業務において、共同企業体の構成事業者が、他の共同企業体又は単体事業者として重複していないこと。

8 選考日程（予定）

内容	期間等
公告	令和8年5月13日（水）
質疑受付（電子メール）	令和8年5月13日（水）～5月19日（火）
質疑回答（ホームページ）	令和8年5月22日（金）
参加表明受付期間	令和8年5月13日（水）～5月27日（水）
参加資格適合・不適合通知書発送	随時（最終発送：令和8年5月29日（金））
企画提案書等提出期限	令和8年6月12日（金）
一次審査（書類審査）	令和8年6月19日（金）
一次審査結果通知	令和8年6月22日（月）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年7月6日（月）
二次審査結果通知	令和8年7月7日（火）

9 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年5月19日（火）17時15分必着
- (2) 提出書類：質問書（様式1）

- (3) 提出方法：事務局へ電子メールで送信すること。送信時件名は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、送信後は事務局へ電話連絡を行うこと。
- (4) 留意事項：送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (5) 回答方法：令和8年5月22日（金）までに佐久市ホームページで回答する。

10 参加表明

- (1) 提出期限 令和8年5月27日（水）17時15分必着
- (2) 提出書類 参加表明書兼誓約書（様式2）
- (3) 添付書類 実施要領7（6）（7）に定める実績が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市名簿に登録されていない者は、以下の追加申請書類を各1部提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年5月27日（水）17時15分環境政策課必着
- (2) 提出書類（証明書、登記簿謄本等は3か月以内に発行されたものとする。写し可。）
 - ア 第三次佐久市環境基本計画策定支援業務公募型プロポーザル参加願【追加申請様式1】
 - イ 誓約書【追加申請様式2】
 - ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式3】
 - エ 印鑑証明
 - オ 佐久市税の納税証明書（佐久市に納税義務がある場合のみ）
 - カ 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - キ 各種料金の納付状況報告書（佐久市に納付義務がある場合のみ）【追加申請様式4】
 - ク 商業登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）
 - ケ 申請の直前1年間の各事業年度の財務諸表
 - コ 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式5】
 - サ 業務実績書（直前2年間の主な実績）【追加申請様式6】

12 企画提案

- (1) 提出期限：令和8年6月12日（金）17時15分必着
- (2) 提出書類（正本1部、副本1部、電子媒体1枚）
 - ア 企画提案書等提出届（様式4）

- イ 企画提案書（任意様式）※関連する図表、補足資料等を含む
 - ウ 会社概要書（様式5）
 - エ 業務執行体制（様式6）
 - オ 参考見積書（様式7）
 - カ 参考見積書内訳書（任意様式）
 - キ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体（CD-R又はDVD-R）
- (3) 提出方法：事務局へ持参又は郵送等による送付（持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う）
- (4) 提出先：長野県佐久市中込3056番地 佐久市役所3階環境部環境政策課
- (5) その他
- ア 各提出書類は、上記（2）の順にインデックスを付し、A4サイズ縦ファイルに綴じること。A3サイズの資料がある場合は、折り込んでA4サイズに収めること。
 - イ 電子媒体（キ）の作成については、フォルダを「正本用データ」「副本用データ」に分け、各フォルダ内に上記ア～カの項目ごとにPDF形式で保存すること。また、添付資料等は別ファイルとせず、該当する項目のPDFファイル内に結合すること。
 - ウ 正本（紙及びデータ）には、事業者名を記載すること。
 - エ 副本（紙及びデータ）には、参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこと。名称を消せない場合は、該当箇所を黒塗り（マスキング）すること。
 - オ 提出は、1者につき1提案に限る。
 - カ 企画提案書の作成にあたっては、審査を円滑かつ的確に行うため、別紙「評価基準書」の評価項目（項目名・項目番号）に対応した見出しを設ける等、提案内容がどの評価項目に該当するかを明確にすること。

1.3 辞退

- (1) 提出期限：令和8年6月12日（金）17時15分環境政策課必着
- (2) 提出書類：辞退届（様式3）
- (3) 提出方法：事務局へ持参又は郵送等による送付

1.4 審査

- (1) 一次審査
 - ア 実施日：令和8年6月19日（金）
 - イ 結果通知日：令和8年6月22日（月）
 - ウ 選考方法
 - (ア) 審査委員が別紙「評価基準書」に基づき点数付けすることにより決定する。参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者から参加者順位を付け、上位5者を一次審査合格者とする。同順位者があり、5

者を上回る場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

ただし、審査においては、審査委員全員の採点合計が満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点に満たない参加者は、選定の対象としない。

(イ) 参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできない。

(2) 二次審査

ア 実施日：令和8年7月6日（月）

イ 実施時間：1者につき30分以内（準備5分、プレゼンテーション15分、質疑10分）

ウ 出席者：1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。

エ 選考方法

選考の手法、最低基準点の取扱い及び審査結果に対する異議の申し立てについては、一次審査の選考方法（（1）ウ）の規定を準用する。この選考により第1位となった参加者を、受託候補者として選定する。

オ 留意事項

(ア) 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

(イ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配布は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内でのパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用した投影による説明、投影される資料の配布は可とする。当日使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意する。

(ウ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らない様にする。

15 契約の締結等

- (1) 受託候補者と、企画提案内容に基づき詳細を協議し、随意契約を締結する。
- (2) 協議が不調となった場合や候補者が辞退した場合は、次点とされた者と順次交渉を行う。

16 留意事項

- (1) 応募に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 業務実施にあたり、提出書類に記載された管理技術者及び各担当技術者の変更は原則として認めない。
- (3) 提出された書類は、佐久市情報公開条例に基づき公開することがある。

17 事務局

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

佐久市役所環境部環境政策課環境政策係

TEL：0267-62-2917

電子メール：kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務 一次審査・二次審査 評価基準書

評価項目		評価の視点		配点	
一次審査	業務実績	①	・人口規模が同規模以上の市町村における同種の業務において十分な実績があるか。	10	
		②	・市との連絡調整が速やかに行える体制か。	5	
	業務執行体制	③	・業務の実施体制、人員配置が具体的に示されており、その役割分担は明確か。	5	
		小 計		20	
二次審査	提案全般	④	・実施要領及び仕様書に基づき、業務目的、条件、内容を的確に理解しているか。また、評価項目に対応した見出しを設ける等、審査の円滑かつ的確な実施に配慮した構成となっているか。	5	
		⑤	・基礎資料の収集・分析に向けて、国内外の先進的な事例や最新の政策動向を的確に捉え、進捗の思わしくない分野の打開策を見出すための考え方や具体的な手法が提案されているか。	10	
		⑥	・第二次佐久市環境基本計画及び環境白書の詳細な棚卸しを行い、これまでの取り組みの実態や効果、行動の困難点等を多角的に検証した上で、次期計画に向けた改善策を導き出すための有効な考え方や具体的な手法が提案されているか。	10	
		⑦	・市民意見を的確に把握するための多角的なターゲット設定や、若年層が主体的に参画したくなるようなSNS活用や学校連携等の具体的なアプローチ手法に加え、市民が10年後の未来を見据え、当事者意識を持つことができるような取組について、具体的な考え方や優れた提案がなされているか。	10	
		⑧	・計画策定に向けた具体的かつ優れた手法に加え、本市の地域特性を反映した適正な温室効果ガス排出量算定など、効率的な運用手法が具体的に提案されているか。	10	
		⑨	・本市の地域特性や課題を的確に把握するための調査・分析手法や、課題解決に向けたアプローチが具体的に提案されているか。	15	
	業務工程	⑩	・業務の実施時期が明確なものであり、実現可能なものとなっているか。	5	
	説明能力	⑪	・作成する資料や成果物について、見やすさの工夫や説得力があるか。 ・企画提案に関する説明は、わかりやすく、説得力があるか。 ・質問に対する応答は、明快で適切か。	5	
	見積金額	⑫	・見積金額は提案内容を勘案して妥当か。	10	
	小 計				80
	合 計				100

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務仕様書

1 業務名

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務

2 目的

本市は、佐久市環境基本条例（平成 17 年条例第 110 号）第 8 条第 1 項に基づき策定した現行の環境基本計画（以下「現行計画」）の計画期間が令和 9 年度に終了することから、令和 9 年度末までに次期計画となる「第三次佐久市環境基本計画」（以下「第三次計画」）を策定する予定である。

本業務は、第三次計画の策定にあたり、専門的知見に基づく調査・分析、実効性の高い施策の検討、及び計画書（案）の作成等の支援業務を行うことにより、本市が主体となって進める第三次計画の策定を円滑かつ的確に推進させることを目的とする。

なお、第三次計画の計画期間は、令和 10 年度（2028 年度）から令和 19 年度（2037 年度）までの 10 年間とし、本計画は「生物多様性基本法」第 13 条に基づく生物多様性地域戦略、及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置付けを持たせるものとする。

あわせて、同条第 10 項に基づく地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、本計画と整合を図りつつ改訂を行い、実務上の観点から別冊として取りまとめるものとする。

策定にあたっては、国や県の環境基本計画等の動向を踏まえ、現行計画における脱炭素施策の成果を最新の社会情勢に基づき発展させるとともに、地球温暖化対策としての緩和策（温室効果ガスの削減目標、再生可能エネルギーの導入促進等）及び気候変動の影響への適応策、並びに生物多様性の保全について、実効性のある施策体系及びロードマップとして一体的に取りまとめるものとする。

3 業務期間

契約日から令和 10 年 3 月 17 日（金）まで（2 カ年継続事業）

4 履行場所

佐久市全域

5 業務内容

本業務は、本市が行う計画策定を支援するものであり、受託者は本市との協議に基づき、各段階（骨子案、素案、最終案）において、「高度な専門的知見に基づく文案の作成支援」及び「具体的な施策の提案」を能動的に行うものとする。これにあたっては、最新の知見に基づき「現状把握」から「課題抽出」を行い、その課題解

決に向けた「目標設定」及び具体的な「施策体系・ロードマップ」を一体的に取りまとめるものとし、以下の各項目について支援を行う。

(1) 基礎調査

現状を把握するため下記に示す基礎調査を実施し、現行計画に基づく市の取組状況や課題を分析・評価するとともに、第三次計画（案）に反映するための整理を行う。

- ①国・長野県の実環境を取り巻く状況
- ②佐久市の環境に関する現状や特性
- ③世界規模での環境に関する取組や、国・長野県・近隣他市・類似条件をもった自治体の環境施策
- ④第二次佐久市総合計画等佐久市の上位や関連計画における環境に係る施策

〈佐久市策定の関連計画〉

名 称	計画期間
第二次佐久市総合計画（後期基本計画）	R4～R8※
第二次国土利用計画（佐久市計画）	—
佐久市都市計画マスタープラン	H20～R8
佐久市緑の基本計画	H31～R10
佐久市生活排水処理基本計画	H31～R10
佐久市一般廃棄物処理基本計画	R7～R26
佐久市環境エネルギー重点プラン	H26～H29

※R8にR9～R13を計画期間とする第三次佐久市総合計画（前期基本計画）を策定する予定

(2) 市民意見の把握

第三次計画の策定にあたり、市民意見の集約（市民1,500名及び事業者200名程度を対象としたアンケート、ヒアリング、ワークショップ等）を行う。

実施にあたっては、多角的なターゲット設定や、若年層が主体的に参画しなくなるようなSNS活用や学校連携等の具体的なアプローチ、及び市民が当事者意識を持つことができるような取組について、創意工夫ある手法を検討・実施すること。

(3) 会議等運営支援業務

業務の推進に当たり実施する下記会議等の運営支援を行う。

- ・佐久市環境審議会（初年度3回・翌年度4回を想定）
- ・企画調整委員会・幹事会（翌年度2回を想定）
- ・自然環境保全団体との懇談会（必要に応じて実施）

※支援の範囲は、資料作成・会議当日運営補助（質疑応答含む）・議事録作成、実施結果の整理等を想定。

(4) 進行管理の仕組みの検討・提案

第三次計画を推進するための体制と進行管理の方法について検討を行い、本市にとって最適かつ実効性の高い仕組みを具体的に提案すること。

(5) パブリック・コメント運営支援

第三次計画策定前に実施する第三次計画（案）に対するパブリック・コメント実施に当たっての下記の支援を行う。

- ①パブリック・コメント用第三次計画（案）資料の作成
- ②提出された意見の整理・分析及び回答案の作成

(6) 第三次計画（案）の作成

○令和8年度

前項に規定する基礎調査や市民意見把握を行い、新たな施策体系を検討するとともに、「2 目的」に掲げる施策体系及びロードマップを含む第三次計画(案)の骨子の作成を行う。

○令和9年度

第三次計画（案）を作成する。

また、本計画には以下について盛り込むものとする。

1) 生物多様性地域戦略

環境省の「生物多様性地域戦略策定の手引き」等を参考に、佐久市域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標、講ずべき施策等についてとりまとめるものとする。

①現状把握

a 現地調査

市内の主な緑地及び水辺の現地視察を行い、現状を把握する。視察場所については、提案するものとする。

なお、市内の視察にあたっては、地元の自然環境保全団体等に同行・案内を依頼し、現場における詳細な生息状況や課題の聞き取りを併せて行うこと。

b 文献調査

- ・佐久市緑の基本計画
- ・佐久市都市計画マスタープラン
- ・佐久市環境白書
- ・緑の環境調査報告書
- ・佐久市志 自然編
- ・臼田町誌 第一巻 自然編
- ・浅科村史
- ・望月町誌 第一巻 自然編

c 関係団体ヒアリング

- 「(1) 基礎調査」の一環として、市内の主要な自然環境保全団体等へのヒアリングを実施し、活動実態や保全上の課題、計画への要望を整理すること。
- ②目標設定案の作成及び行動計画案の作成
- 佐久市として特に重点を置く分野を決め、目標を設定し、各目標を達成するための行動計画案を作成する。

2) 地球温暖化対策実行計画

① 区域施策編（本編に包含）

環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」等を参考に、温室効果ガス排出量の算定、削減目標及び対策等について取りまとめる。

策定にあたっては、国や県の動向を十分に踏まえ、これまでの脱炭素施策の検討成果を最新の社会情勢に基づき更新し、本市の地域特性を活かした施策体系として再構成すること。

あわせて、農業・防災・健康等の各分野における気候変動適応施策についても、最新の知見に基づき一体的に整理すること。

○温室効果ガス排出量簡易算定システムの構築

各種統計値から推計する年度ごとの温室効果ガス排出量について、市職員による算定が可能な簡易算定システム及びマニュアルを作成する。

データ処理については、マイクロソフト社のエクセルを用いて計算するものに限る。※算定手順全体が把握できるフロー図を添付すること。

② 事務事業編（別冊として作成）

「佐久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を別冊として作成する。目標設定にあたっては、現行の事務事業編及び最新の脱炭素施策の検討内容と整合を図り、実効性のある取組内容とすること。

○温室効果ガス排出量簡易算定システムの構築

各種統計値から推計する年度ごとの温室効果ガス排出量について、市職員による算定が可能な簡易算定システム及びマニュアルを作成する。

データ処理については、マイクロソフト社のエクセルを用いて計算するものに限る。※算定手順全体が把握できるフロー図を添付すること。

3) エネルギー施策について

下記事項について、最新の脱炭素施策の検討内容と連動させ、第三次計画に盛り込むものとする

- ・再生可能エネルギー施策
- ・省エネルギー施策

(7) 成果品の作成

○令和8年度

- ① 「計画書（骨子案）」 紙ベースで1部
- ② 「計画書（骨子）」 紙ベースで1部
- ③ 上記①・②に係る資料及び電子データ 一式
- ④ 業務報告書 一式

○令和9年度

- ⑤ 「計画書（原案、原案の概要版）」 紙ベースで1部
- ⑥ 「計画書（完成版、完成版の概要版）」 紙ベースで1部
- ⑦ 「佐久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）別冊」 紙ベースで1部
- ⑧ 温室効果ガス排出量簡易算定システム及びマニュアル一式
- ⑨ 上記⑤・⑥・⑦・⑧に係る資料及び電子データ 一式
- ⑩ 業務報告書 一式

※ 令和8年度の成果物については、中間報告として令和9年3月17日(水)までに提出するものとする。また、各工程における詳細な提出スケジュールについては、本市との協議により定める。

(8) その他で前項(1)～(7)に付帯する業務

6 支払方法

各年度業務完了後、完了検査をした上で、委託料を支払う。

7 その他

- (1) 本業務に関する成果品については、本市に帰属するものとする。
- (2) 受託業者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行う。
ただし、本市が所有し業務に利用できる資料は貸与する。
この場合、貸与を受けた資料については、その一覧を作成のうえ、本市に提出し、業務完了時に返却をすること。
- (4) 業務の進捗状況について本市から報告を求められたときは速やかに報告すること。
また、本業務を適正かつ円滑に進めるため、受託業者は本市と必要に応じて協議・打合せを行う。
- (5) この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、双方協議の上定める。

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務 企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 第三次佐久市環境基本計画策定支援業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、第三次佐久市環境基本計画策定支援業務企画提案者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関する事
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、佐久市 _____ をもって充て、副委員長は、佐久市 _____ をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

- (1) 佐久市 _____ (委員長)
- (2) 佐久市 _____ (副委員長)
- (3) 佐久市 _____
- (4) 佐久市 _____
- (5) 佐久市 _____
- (6) 佐久市 _____

(任期)

第4条 委員の任期は、受託者決定日までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、環境部 環境政策課 が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月22日から施行する。

様式1

質問書

令和 年 月 日

(提出先)

佐久市長 柳田 清二

(メール送信時の件名を「プロポーザル質問 (事業者名)」とすること。)

所在地

(ふりがな)
名称

代表者職名 (ふりがな)
氏名

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務の提案募集に関し、下記のとおり質問がありますので提出します。

番号	質問の場所	内容
例	仕様書〇ページ	〇〇・・・・・・・・。
1		
2		
3		

※1 質問は、簡潔に取りまとめて記載すること。

※2 メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。

事務局電話番号：0267-62-2917

【事務担当者】

<small>(ふりがな)</small> 担当者氏名	
連絡先	(TEL) (FAX)
電子メール	

様式2

参加表明書兼誓約書

令和 年 月 日

(提出先)

佐久市長 柳田 清二

所在地

(ふりがな)
名 称

代表者職名 (ふりがな)
氏 名

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務（公募型プロポーザル方式）の提案募集について、実施要領に定める事項を承諾し、参加を表明します。

なお、本業務の実施要領において、参加資格要件を全て満たしていること及び提出書類等の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【事務担当者】

<small>(ふりがな)</small> 担当者氏名	
連絡先	(TEL) (FAX)
電子メール	

様式3

辞退届

令和 年 月 日

(提出先)

佐久市長 柳田 清二

【事業者】

所在地

名称

代表者職名 氏名

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務の公募型プロポーザルについて、参加を辞退します。

【事務担当者】

担当者氏名	
連絡先	(TEL) (FAX)
電子メール	

様式4

企画提案書等提出届

令和 年 月 日

(提出先)

佐久市長 柳田 清二

所在地

(ふりがな)
名称

代表者職名 (ふりがな)
氏名

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務のプロポーザル方式に参加しますので、企画提案書及び添付書類を提出します。

記

添付書類（正本1部、副本1部、電子媒体1枚）

- (1) 企画提案書（任意様式）
- (2) 会社概要書（様式5）
- (3) 業務執行体制（様式6）
- (4) 参考見積書（様式7）
- (5) 参考見積書内訳書（任意様式）
- (6) 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体（CD-R 又は DVD-R）

※副本は、参加者名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、これを消せない場合は該当箇所に黒塗りする等して対応すること。

【事務担当者】

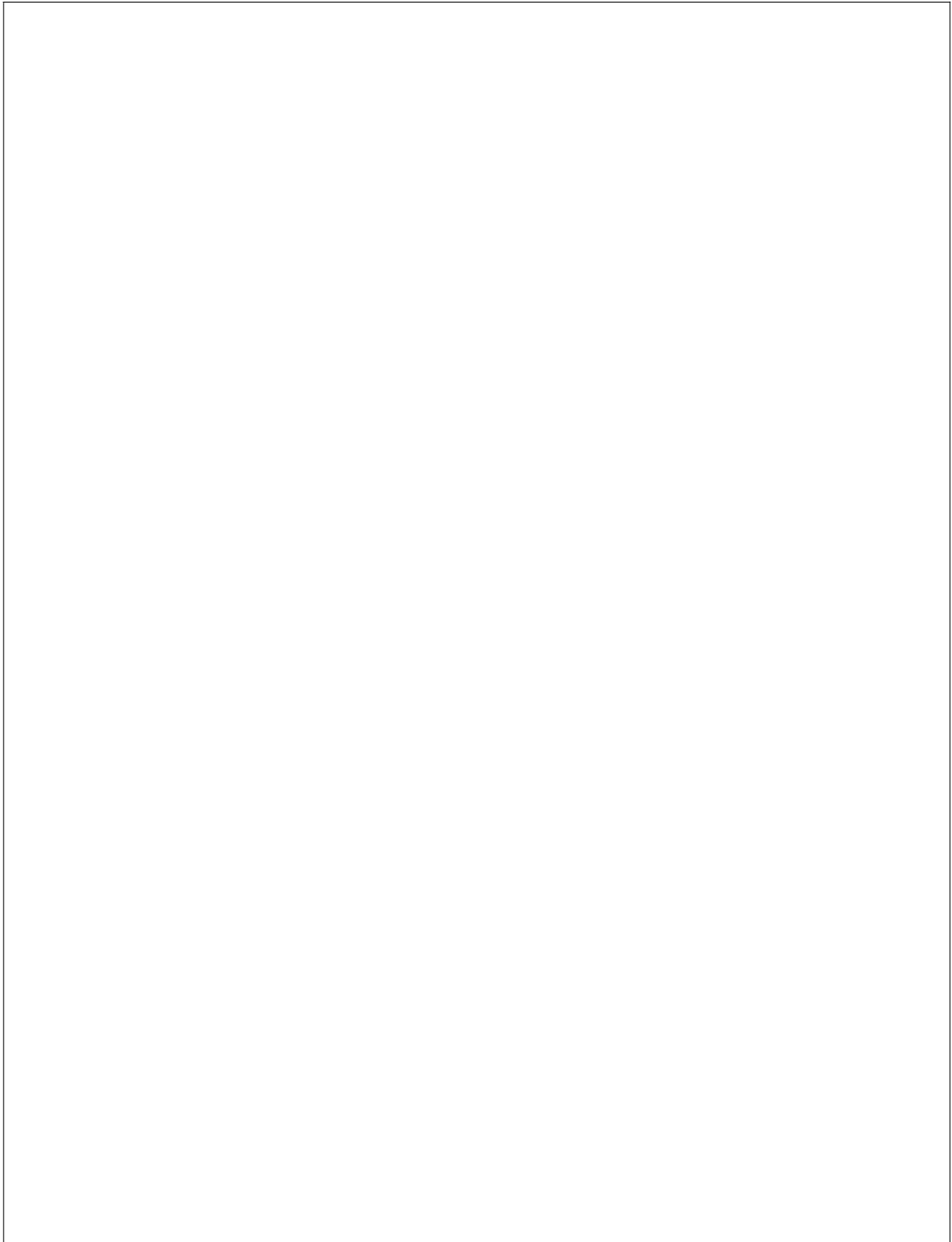
<small>(ふりがな)</small> 担当者氏名		
連絡先	(TEL)	(FAX)
電子メール		

会社概要書

1 申請者等

本 社 情 報	(ふりがな)			
	名称			
	所在地	〒		
	設立年月日		資本金	
			従業員数	
	電話番号		ホームページ	
	FAX 番号		メールアドレス	
(ふりがな)				
代表者職氏名				
担 当 者 情 報	(ふりがな)			
	支店・営業所名			
	所在地	〒		
	電話番号			
	FAX 番号		メールアドレス	
	(ふりがな)			
	担当者職氏名			

2 業務内容



※必要に応じてパンフレット等を添付すること

3 業務実績（同種業務の実績のみ記入）

発注者	業 務 名	業 務 概 要	履行期間
			契約金額
(その他特記すべき事項)			

【記載上の注意】

- (1) 欄が不足の場合は適宜追加すること。
- (2) 添付書類 実施要領7(6)(7)に定める実績が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

様式6

業務執行体制

①【名称】

事業者の名称	
--------	--

②【業務の実施体制】

業務分担	氏名	資格	経験年数
統括責任者			
担当者			
担当者			
担当者			

③【業務実績】

業務分担	氏名	本業務で担当する 分担業務の内容	本業務に関する主な実績
統括責任者			
担当者			
担当者			
担当者			

・本事業と関わりのある複数の資格を有する者については、できる限り記入して下さい。

④【実施体制】

業務への取組体制、組織・連絡体系
業務上の配慮事項等

⑤【業務スケジュール】

業務開始から終了までのスケジュール

契約期間内に確実に業務を遂行するために工夫している点

⑥【その他】

企画提案の総合的なアピールポイント等

様式7

参考見積書

令和 年 月 日

(提出先)

佐久市長 柳田 清二

住所(所在地)

名称

代表者名

次のとおり見積りします。

¥ _____ 円
(税抜き)

業務名：第三次佐久市環境基本計画策定支援業務

※ 見積金額に対する作業項目、項目別金額を記載した内訳書(書式は任意)もあわせて提出すること。

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務

公募型プロポーザル 参加願

年 月 日

(申請先) 佐 久 市 長

(フリガナ)

申 請 者 商号又は名称

〒

(本 社) 住 所

代表者の職氏名

実印

電 話 () —

FAX () —

E-mail :

(フリガナ)

委 任 先 商号又は名称

〒

住 所

代表者の職氏名

電 話 () —

FAX () —

E-mail :

佐久市が発注する「第三次佐久市環境基本計画策定支援業務公募型プロポーザル」に参加したく、下記の書類を添えて申請します。なお、この参加願及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類 別添のとおり

誓 約 書

令和 年 月 日

(申請先) 佐 久 市 長

(本 社)

住 所

商号又は名称

代表者の職氏名

下記の第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

なお、下記の第2項各号の一に該当した場合は、取引の停止又はその他の措置を受けても異議はありません。

記

第1項

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権の確定しない者
- (3) 佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (4) 第2項の各号の一に該当する行為をし、2年を経過しない者

第2項

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- (2) 入札（見積）等において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 契約について、地方自治法に規定する監督又は検査を実施する職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なく、契約の締結又は契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- (7) 前各号の一に該当する行為があった者を代理人、支配人又は入札代理人として、使用するとき。

経歴及び営業概要書

(本 社)

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表の職氏名

実印

下記のとおり相違ありません。

1 創業年月日 年 月 日

2 創業経過年数 年

3 従業員数（全従業員数のうち申請する営業所等の人数）

役 員	事務職員	技術職員	営業職員	工 員	その他	パート	合 計
()	()	()	()	()	()	()	()
人	人	人	人	人	人	人	人

4 資本金（元入金） 千円

5 最近2カ年の営業実績（売上額）

① 年度 千円

② 年度 千円

6 営業上の許可・認可等

名 称	許可・認可番号	許可・認可年月日

(注) 法令等の規定により営業上の許可・認可が必要な場合に記入してください。

記入した許可・認可等の証明書の写しを添付してください。

7 取引金融機関名称及び口座番号・口座名義

	①	②
金融機関名		
口座番号		
口座名義		

佐久市各種料金の納付状況報告書

(税以外の納付すべき料金等)

(提出先) 佐 久 市 長

佐久市に納付すべき各種料金（上下水道料金、介護保険料等）について、
未納の料金はありません。

また、必要において調査されても異議はありません。

令和 年 月 日

(本 社)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

注) 佐久市に納付すべき税以外の各種料金がある場合のみ提出すること。

※様式変更不可

委 任 状

令和 年 月 日

(申請先) 佐 久 市 長

委 任 者

住所(所在地) 〒

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は下記の者を代理人と定め、「第三次佐久市環境基本計画策定支援業務公募型プロポーザル」に係る佐久市との間に行う下記の権限を委任します。

委 任 先 (受 任 者)

住所(所在地) 〒

商号又は名称

職 氏 名

印

電 話 (- -)

F A X (- -)

E-mail :

記

1 委 任 事 項

- (1) 入札及び見積に関する事。
- (2) 契約の締結に関する事。
- (3) 契約の履行に関する事。
- (4) 代金の請求及び受領に関する事。
- (5) 復代理人の選任に関する事。

※様式変更不可

